

埼玉県木材業者登録規程

[目的]

第1条 木材業者登録の実施は、木材業者登録規約（以下「規約」という。）の定めるほか、この規程に定める。

[定義]

第2条 規約第2条第2項の木材業者は、次のとおりとする。

- 一 製材品を購入し販売する者
- 二 立木または素材を購入し、製材をして製品を販売する者
- 三 立木を購入し、素材を生産して販売する者
- 四 立木所有者からの請負等により素材の生産をする者
- 五 機械設備をもって素材から規約第2条第1項の特殊用材を生産もしくは販売する者

（例） 素材生産業、製材業、プレカット工場、防腐処理、乾燥材生産、合板製造又はLVL製造及び上記生産品の販売等

[書類の提出期限]

第3条 規約第4条の登録申請者及び第7条の登録の変更の届出は、次のとおりとする。

- 一 登録申請書は、原則として事業開始30日前までに、更新の場合にあっては、有効期限の30日前までに申請するものとする。
- 二 登録の変更届書は、変更の生じた日から30日以内に届出するものとする。

[登録申請書の様式]

第4条 登録申請書等の様式は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| 一 木材業者登録申請書（新規、更新） | 第1号様式 |
| 二 木材業者登録簿 | 第2号様式 |
| 三 木材業者登録証 | 第3号様式 |
| 四 木材業者登録証の再交付申請書 | 第4号様式 |
| 五 規約第7条による届出 | |
| （イ）規約第4条に掲げる事項に変更を生じた場合 | 木材業者登録変更届
（第5号様式） |
| （ロ）事業を廃止した場合 | 木材業者廃業届
（第6号様式） |

[登録料等の納付方法]

第5条 規約第6条の登録料及び手数料は、現金により納付しなければならない。

[申請書等書類の提出]

第6条 登録申請者は、この規程第4条の登録申請書等は、「正副」2部作成し、登録申請者が所属する地区木材組合に提出するものとする。

ただし、登録申請者が地区木材組合未加入者等、員外業者である場合は、登録申請者の住所を管内とする地区木材組合に提出するものとする。

2 申請者が2以上の営業所（工場）を有する場合は、主たる営業所において、その地区木材組合に提出するものとする。

3 登録申請書を受け付けた地区木材組合の代表者は、遅滞なく、申請書等の内容を確認し、正副を埼玉県木材協会会長（以下「会長」という。）へ送付するものとする。

[登録の取扱い]

第7条 会長は、地区木材組合代表者から登録申請書を受理したときは、登録簿に登録すると共に、登録証を申請者に交付するものとする。

[登録番号]

第8条 登録番号は、地区木材組合ごとに地区木材組合の名称の頭文字を付した一連番号とする。

2 更新する場合にあっては、当初の登録番号を用いるものとする。

3 登録を抹消した場合は欠番とする。

[木材業者等の認定]

第9条 会長は木材業者に該当するか否かについては、規約第2条の定義及び規程第2条の定義の範囲に定めるほか、次の事項を勘案し認定する。

- 一 登録申請書の記載内容から業務の実態を把握すること。
- 二 判定が判然としない場合又は新規登録については、申請者の住所を管内とする地区木材組合からの意見を聴くことができる。
- 三 他人の依頼を受け報酬を得て木材の斡旋のみを業とする者は、木材業者とみなさない。

四 入手した木材のすべてを自己の業務用として消費する者は、木材業者とみなさない。

2 会長は、申請書に基づき、登録を認定したときは、その旨を受け付けした地区木材組合の代表者に通知するとともに、登録申請書の副を送付する。

3 地区木材組合の代表者は、第2項の通知及び登録申請書の副を3年間保存するものとする。

[補則]

第10条 この規程を変更する時は、理事会の2／3以上の承認を要する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。